様式第５号（第５条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消し・停止通知書

　　　　第　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

椎葉村長　　　　　　　　印

下記のとおり介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定を取り消した（停止した）ので通知します。

記

　１　事業所の名称

　２　事業者の所在地

　３　指定取消し（停止）事業所に係る事業者の名称

　４　代表者の氏名

　５　指定取消し（停止）の理由

　６　取消し（停止）の日

　７　停止の期間（停止の場合のみ）

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、椎葉村長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がないかぎり、審査請求をすることができません。

２　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日)から起算して6月以内に、椎葉村を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がないかぎり、訴えを提起することができません。